

# 里帰り出産時の健康診査費用等の手続きについて

## ○助成対象者

里帰り出産等のため、対象の健康診査受診日、または予防接種日に塩竈市に住民登録があり、宮城県外の医療機関で受診された方。

## ○助成の概要

里帰り出産等による宮城県外で受けた妊産婦健康診査・RSウイルス感染症予防接種・新生児聴覚検査・1か月児健康診査費用について、里帰り先での健診等終了後申請内容に基づき、健診費用等を指定銀行口座に振込みます。

<助成要件>


- 1) それぞれの受(予)診票の使用できる週数で受診し、未使用の受(予)診票助成額が助成上限です。
- 2) 助成対象はそれぞれの受診票(助成券)に記載の項目です。
- 3) 産婦健診時、EPDS(産後のママのこころの質問票等)の実施が必須となりますので、その結果等の記載が必要です。



## 1. 里帰り先で行うこと

健診等を受ける時 医療機関に提出するもの	①医療機関提出用封筒 ②受診票(助成券)や予診票	} 窓口での手続きに必要なとなるので、紛失しないよう保管をしてください
健診等受診後 ご自身で保管するもの	①受診票(助成券)、予診票 ②医療機関発行の領収書(原本) ③医療機関発行の明細書(原本)	

## 2. 塩竈市に戻ってから行うこと(償還払い申請時に必要な書類)

全共通	①助成申請書(ホームページからダウンロードできます) ②医療機関発行の領収書および明細書(共に原本) ③母子健康手帳 ④母子健康手帳別冊(受診結果記入済みの助成券) ⑤振込先となる銀行口座番号(申請者と同じ名義のもの)が分かる物のコピー(通帳等)	
妊婦健康診査のみ	・塩竈市の妊婦健康診査受診票(受診結果記入済みの助成券)	
RSウイルスワクチンのみ	・塩竈市のRSウイルス感染症予防接種予診票(接種結果記入済みの助成券)	
産婦健康診査のみ	・塩竈市の産婦健康診査受診票(受診結果記入済みの助成券)	
1か月児健康診査のみ	・塩竈市の1か月児健康診査受診票(受診結果記入済みの助成券)	
新生児聴覚検査のみ	・塩竈市の新生児聴覚検査受診票(受診結果記入済みの助成券)	

### ※申請における注意※

- ・申請の手続きは、それぞれの健康診査等受診後「6か月以内」にお願いします。

※問い合わせ先：こども家庭センターにこサポ(022-354-1225)